

貸 付 審 査 基 準

平成25年4月1日施行
平成30年6月14日改正

1. 資金の用途（貸付規程 第10章-第7条による）

用途の限定は行わないものとする。ただし、以下の各項のいずれかに該当すると認められる場合、又は疑われる場合は貸付けを行わない。

- (1) 資金使途がギャンブル資金の場合
- (2) 用途が反社会的目的と疑われる場合
- (3) 用途が本会又は貸付利用者の所属法人・施設・団体の利益・事業運営に損害を与えると思われる場合

2. 申込及び貸付契約限度額の制限（貸付規程 第10章-第3節-第6条～第9条による）

a) 加入年数・年齢等による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済会加入年数により、貸付限度額を下記の通り定める。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <tr> <th style="text-align: center;">加入年数 (X)</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X < 1年</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 ≤ X < 10年</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X ≥ 10年</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復帰の期日が不明瞭な休暇中の職員への貸付けは行わない。 ・ 実行予定日及び、償還中に年齢が70才を超える職員への貸付けは行わない。 ・ 申込み時点で未成年の職員への貸付けは行わない。 	加入年数 (X)	限度額	X < 1年	0円	1年 ≤ X < 10年	100万円	X ≥ 10年	200万円																
加入年数 (X)	限度額																								
X < 1年	0円																								
1年 ≤ X < 10年	100万円																								
X ≥ 10年	200万円																								
b) 退職年金積立額による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付申込限度額は実行予定日が属する月末時点の退職一時金（会員一時金、第2退職金と職員一時金の合算額）とする。（注）福祉医療機構の退職金は対象とはしない。 ・ 但し、加入年数10年未満の被共済職員に対しては、上記残高に下表内の「加算上限額」を限度に加算する事ができる。加算の可否と額は下段のガイドラインにより、貸付審査にて決定する。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">加入年数 (X)</th> <th style="text-align: center;">加算上限額</th> <th style="text-align: center;">加入年数 (X)</th> <th style="text-align: center;">加算上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年 ≤ X < 2年</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">6年 ≤ X < 7年</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年 ≤ X < 3年</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">7年 ≤ X < 8年</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年 ≤ X < 4年</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">8年 ≤ X < 9年</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年 ≤ X < 5年</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">9年 ≤ X < 10年</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年 ≤ X < 6年</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">10年 ≤ X</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">【ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 申込関連書類に不備や疑わしい点はないか？ ☞ 収入及び総量規制外債権を含む借入れ状況を総合的に見て返済に無理がないか？ ☞ 加算する事で「総量規制」に抵触しないか？ ☞ 加算によるリスクと考えられる案件はないか？ ☞ 過去の借入れ履歴に問題点は見受けられないか？ 	加入年数 (X)	加算上限額	加入年数 (X)	加算上限額	1年 ≤ X < 2年	10万円	6年 ≤ X < 7年	50万円	2年 ≤ X < 3年	15万円	7年 ≤ X < 8年	50万円	3年 ≤ X < 4年	20万円	8年 ≤ X < 9年	50万円	4年 ≤ X < 5年	30万円	9年 ≤ X < 10年	50万円	5年 ≤ X < 6年	40万円	10年 ≤ X	0円
加入年数 (X)	加算上限額	加入年数 (X)	加算上限額																						
1年 ≤ X < 2年	10万円	6年 ≤ X < 7年	50万円																						
2年 ≤ X < 3年	15万円	7年 ≤ X < 8年	50万円																						
3年 ≤ X < 4年	20万円	8年 ≤ X < 9年	50万円																						
4年 ≤ X < 5年	30万円	9年 ≤ X < 10年	50万円																						
5年 ≤ X < 6年	40万円	10年 ≤ X	0円																						
c) 年収による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込額と償還中の本会（旧）貸付金及び、他金融機関から合算額（個人顧客合算額）が前年度年収の1/3を超える場合、申込受付を行わない。 ※他金融機関からの借入額は、申込時の自己申告とし、本会が指定信用情報機関へ加入する場合は、その情報を基礎とし借入金額の合算方法は貸金業法第13条の各項に従う。 ※個人顧客合算額＝当該貸金業者合算額（本会貸付総額）＋指定信用情報機関よりのデータ 																								
d) その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 5年以内に以下の決定等を受けたことがないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 自己破産 ● 民事再生 ● 代位弁済 ② 貸付の実行月を含め1年以内に退職が予定されている申込者への貸付は原則行わない。 ③ 申込月を含む過去5年以内に本会の貸付を受け、その償還金が3ヶ月以上延滞した実績がある場合は原則として貸付は実施しない。 ④ 信用機関での調査結果、総量規制対象債権であって、10日以上返済遅延回数が6回/年以上、認められる場合は貸付は原則行わない。 ⑤ 借換による申込みの場合であって、実行予定日時点での償還回数が12回に満たない場合は貸付を原則行わない。 																								
<p>3. 借換</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 借換時の最低申込金額は20万円とし、申込限度額は上記「2. 申込及び貸付契約限度額の制限」に準ずる (2) 借換時の貸付残金（旧制度含む）は新たに締結する契約金額から相殺される 																									